

社会福祉法人 ギアの杜

新上五島訪問介護事業所

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 4271601470)
(新上五島町指定 42A1600020)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 事業実施地域及び営業時間
- 4 職員の体制
- 5 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6 サービスの利用に関する留意事項
- 7 苦情の受付について

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ギアの杜 |
| (2) 法人所在地 | 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 910 番地 10 |
| (3) 電話番号 | 0959-43-1188 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田平一吉 |
| (5) 設立年月 | 平成3年4月1日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
 令和3年5月1日 長崎県指定 4271601470
 令和3年5月1日 新上五島町指定 42A1600020
- (2) 事業の目的 利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、必要な訪問介護サービスを適切に提供する
- (3) 事業所の名称 新上五島訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10
- (5) 電話番号 0959-43-1188
- (6) 事業所長（管理者）氏名 永田 静代
- (7) 開設年月 令和3年5月1日
- (8) 事業所が行っている他の業務
 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
 「訪問介護」 長崎県指定 4271601470
 「総合事業」 新上五島町指定 42A1600020

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 新上五島町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（365日開設）
受付時間	月～金 8時30分～17時30分 土・日・祝日も同様
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時30分 土・日・祝日も同様

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、人員基準上の人数を記載しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者（人員基準上）	1			1	
2. サービス提供責任者	3			3	
3. 訪問介護員	6			6	
(1) 介護福祉士	4				
(2) 介護職員基礎研修修了者（実務者研修修了者）					

(3)訪問介護養成研修 1級(ヘルパー1 級)課程修了者					
(4)訪問介護養成研修 2級 (ヘルパー2 級)課程修了者	2				

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○買物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買物を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割、2割、3割を追加料金としてご負担いただきます。

① 初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をさせていただきます。

- ② 利用料の総額に対し、特別地域訪問介護加算の15%が加算されます
- ③ 利用料の総額に対し、介護職員処遇改善加算Ⅰの24.5%が加算されます
- ④ 利用料金につきましては、利用者の皆様の負担割合に基づいて、介護給付費等の1割、2割、3割の費用がご負担となります。
- ⑤ 利用者さんに対する虐待や身体拘束に関する事項は事業所としてないように取り組みますが、ご家族等からの虐待などの事案を把握した場合には行政への通報義務として対応をさせていただきます。

<サービス利用料金> (契約書第8条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

☆身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間	30分以上 45分未満 身1生1・Ⅱ	30分以上 45分以上 身1生2・Ⅱ
1. 利用料金	3,400円	4,110円
2. うち、介護保険から 給付される金額	3,060円	3,699円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1割~3割)	340円	411円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に

に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

※2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	30 分 身体 1・II 生活 2・II	1 時間未満 身体 2・II 生活 3・II
身体介護	2,680 円	4,260 円
生活援助	1,970 円	2,420 円

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から午前 08 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

〈新上五島町訪問型（独自）・（緩和A）サービスの概要と利用料金〉

訪問型独自サービス2・1（要支援1・要支援2・事業対象者）

1回 287円 × 利用回数の負担となります。

*月5回・月9回・月13回までは回数での対応となり、それ以外は月額請求となります。

*月額請求額 訪問独自サービス1・1 1, 176円

訪問独自サービス1・2 2, 349円

訪問独自サービス1・3 3, 727円

*特別地域加算や処遇改善体制加算Iの加算がつきます。

訪問型サービスA・緩和（要支援1・要支援2・事業対象者）

訪問型独自サービスA2・1（要支援1・要支援2・事業対象者）

1回 259円 × 利用回数の負担となります。

*月5回・月9回・月13回までは回数での対応となり、それ以外は月額請求となります。

*月額請求額 訪問独自サービスA1・1 1, 059円

訪問独自サービスA1・2 2, 115円

訪問独自サービスA1・3 3, 355円

*加算関係はつきません

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

下記指定口座への振り込み

ア 十八親和銀行 新上五島支店 普通預金 1197340

イ 金融機関口座からの自動引落とし

ご利用できる金融機関 ごとう農業協同組合 郵便局 長崎信漁連上五島出張所

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

サービスの利用に関する留意事項

○1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替 (契約書第 6 条参照)

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項 (契約書第 7 条参照)

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等 (水道・ガス・電気を含む) は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更 (契約書第 10 条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求致します。

(5) 訪問介護員の禁止行為 (契約書第 14 条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受

- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為など

(6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。(担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。)

<サービス提供責任者の業務>

- ① 訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業者等との連携 (サービス担当者会議への出席など)
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理
- ⑥ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑦ その他サービスの内容の管理について必要な業務

(7) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な対応を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者及び利用者に連絡いたします。なお、夜間帯に起きましても52-4580までご連絡を頂けたら対応致します。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止や身体拘束の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定 責任者(担当者) 永田静代
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及する為の研修を定期的で開催するとともに(研修については、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 虐待防止の為の指針の整備
- (5) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- (6) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の設置

- (7) サービスの提供中等において、虐待に関する情報等を（利用者やご家族、関係者等）収集または発見した場合には、関係市町村に通報するものとする。

【虐待防止責任者】理 事 長 田 平 一 吉

【虐待防止担当者】管 理 者 永 田 静 代

(8) 身体拘束の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。ただし、当利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行う。

当事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員やその他の従業員に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(10) 感染症、食中毒の予防、まん延の防止の措置に関する事項衛生管理対策

当事業所は、設備等に関する衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、適切に対応を実施する。

当事業所は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当施設における感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 当施設内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する
- (3) 当施設内において、従業員に対し、感染症の予防又はまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

(11) 苦情の受付（第三者による評価は受けていません）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 管理者 永 田 静 代

○受付時間 月曜日～日曜日 43-1188

8:30～17:30

(12) 行政機関その他苦情受付機関

新上五島町健康保険課	所在地 新上五島町青方郷 1585-1 電話番号・FAX 0959-53-1151 受付時間 8:30~17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎県長崎市今博多町8番地2 電話番号・FAX 095-826-1599 受付時間 9:00~17:15

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

新上五島訪問介護事業所

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

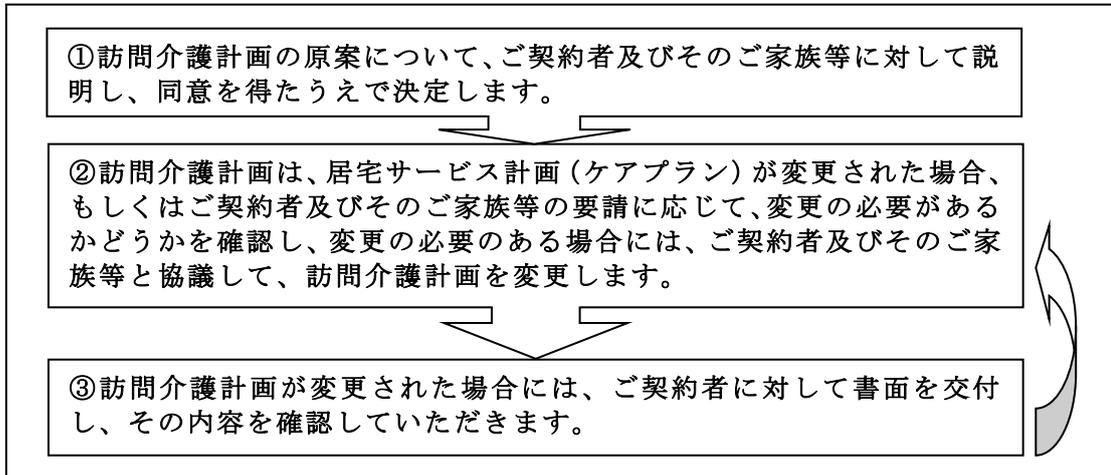
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 新上五島町 郷 番地
氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

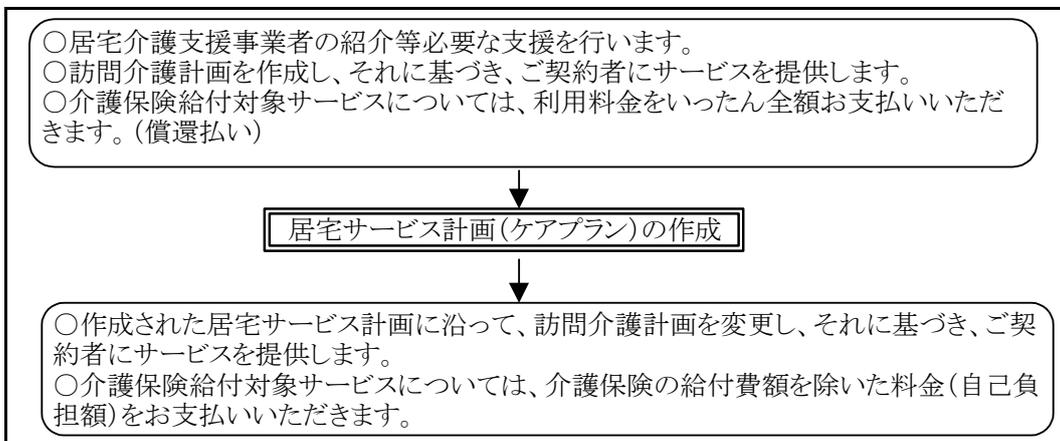
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

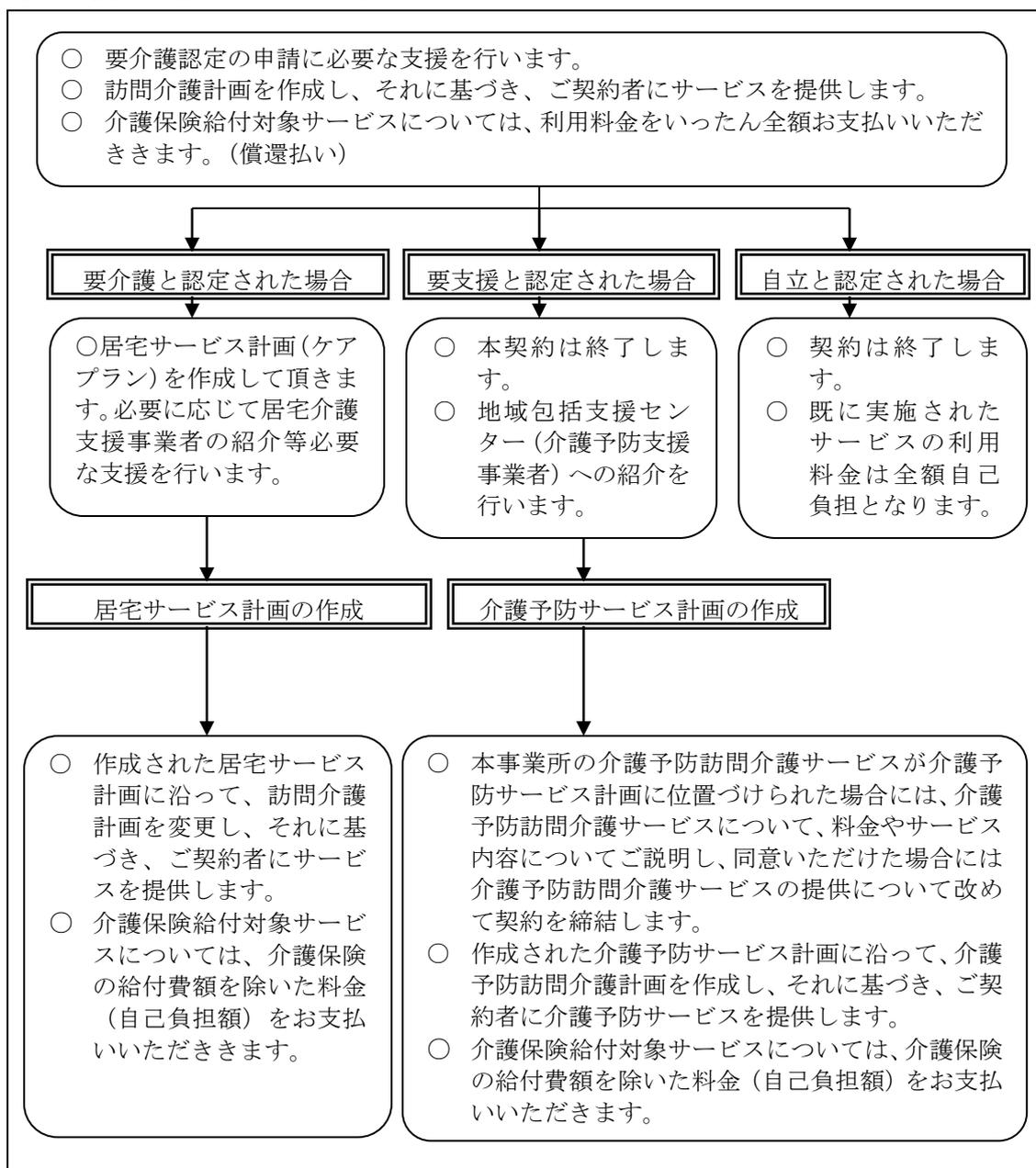


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はそのご家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治

医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

- ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・ サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はそのご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

3. 損害賠償について (契約書第 15 条、第 16 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 18 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 19 条、第 20 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが〇か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 18 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。また、特別の事情がない場合においては契約は自動更新となりますが、不明な点につきましてはお気軽にお尋ね下さい。